

奈良県ツキノワグマ保護管理計画（第6次計画）（案）と概要

1. 目的

近年のツキノワグマの生息域の拡大並びに生息数の増加に鑑み、本県のこれまでのツキノワグマ対策について、保護重視から管理へ方針転換を図るため、所要の見直しを行うもの

2. 期間

令和7年 月 日～令和9年3月31日

3. 今回の保護管理計画（6次計画）（案）の概要

- ・これまで任意計画であったツキノワグマ保護管理計画を新たに鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第7条の2に位置づけられている第二種特定鳥獣管理計画として、現在の第5次計画を第6次計画に改定する。

- ・ツキノワグマを保護する「森林ゾーン」、人間活動を優先する「集落ゾーン」、その緩衝地帯とする「集落周辺ゾーン」を設定し、ゾーンごとに適切な管理を行う。